

習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第2回習志野市農業委員会総会は令和4年2月8日（火曜日）に習志野市役所3階B・C会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中基 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 7番 飯生 正己 8番 廣瀬 克久

1. 総会に付した議件

議案第1号 農地法第5条の規定による一時転用許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1. 議案審議結果

上 程 3件 承認 2件

1. 閉会時間 午前10時10分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘

主任主事 渡辺 祐紀

職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、令和4年第2回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本当に毎日寒い日が続いていますが、オミクロンも、毎日のように感染者数が更新するような形で、なかなかピークアウトできないところですが、乾燥しておりますし、喉のケアを皆さん十分気をつけてください。</p> <p>オリンピックは、金メダル、銀メダル獲得と活躍しています。</p> <p>皆さんには、引き続きご協力いただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の総会を迎えるに当たり、2月1日に全員で現地調査を行いました。</p> <p>本日は、農地転用議案をご審議いただきますが、説明員として、転用事業者と代理人の来庁を書面で依頼しています。</p> <p>事務局からの説明があった後、説明員を総会会場に入場いただきますので、皆さんとしても忌憚のないご意見やご質問をお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、3番、江口委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>よって、16名の内、15名の出席であり、本日の総会は成立いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>7番、飯生 正己委員、8番、廣瀬 克久委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、付議された議案は3件、報告事項が1件であり、その他事項があります。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第5条の規定による一時転用許可申請を議題いたします。</p> <p>事務局は、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第5条の規定による一時転用許可申請について。</p>

事務局	<p>下記の通り、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和4年2月8日提出。</p> <p>1番、申請地は、資料記載の通りであり、面積は1,325平方メートルです。</p> <p>2番、権利の内容は、賃借権の設定を行う中で、農地を資材置場として一時転用するものであります。</p> <p>転用期間につきましては、許可日からの1年間であります。</p> <p>3番、転用の目的は、譲受人が塗装業であることから、踏板、支柱、単管パイプ等の足場材などを置く資材置場への転用であります。</p> <p>4番、申請者の住所、氏名は、資料記載の通りでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、詳細説明と現地調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、続けて詳細説明と現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>まず、現地調査の報告をいたします。</p> <p>総会資料の案内図をご覧ください。</p> <p>申請地は、南側に向かって非常に傾斜がある農地であり、資材置場への転用を行うものの、造成行為や土留め処理等の高低差処理を実施することなく、今まで通りの斜面地で転用を行う計画でございます。</p> <p>従いまして、申請地内の雨水処理について、皆さんよりご質問されたところでございます。</p> <p>また、申請地の南側には、4軒の個人住宅があり、4軒の内、3軒とはお話し合いが終わっておりますが、残り1軒は説明状況が不明でございます。</p> <p>譲受人は、建築工事、塗装工事、とび土木工事、リフォーム全般を主な事業として営んでおります。</p> <p>また、既に千葉市幕張町には、1,500平方メートル余りの資材置場を所有しており、既存の資材置場の容量が限界に達したことから、申請地にて新たに資材置場を設けることとしたとのことです。</p> <p>一方、譲渡人は、高齢であり、また、後継者である息子さんは会社勤めであるため、親子ともども管理ができないことから、活用方法を模索されていたとのことでございます。</p> <p>将来的には、転用事業者の方が、申請地を地権者さんから購入して、将来にわたって資材置き場として運用を活用していきたいとお考えはあるそうですが、事務局が指導する中で、すぐさま所有権移転を伴う恒久的な転用ではなく、1年間の実態を確認する意味を踏まえ、一時転用許可申請書の提出に至りました。</p>

事務局	<p>続いて、周辺農地に対する被害防除について説明します。</p> <p>申請地北側には農地があり、転用事業者としては、自社所有の仮囲いの板と、単管パイプを設置し、北側農地に対しての被害防除に努める計画です。</p> <p>しかしながら、今ほど申し上げました通り、現地は非常に南側に傾斜しておりまして、南側の個人住宅や駐車場に対する被害防除、特に雨水処理は何ら計画がされておられません。</p> <p>これに関連して、資力信用の審査となる工事費につきましても、雨水処理のための整備費用が計上されておられませんので、この点は、検証を要するところと思料しております。</p> <p>今回は、建築物の建築が伴いませんので、開発行為とはなりません。</p> <p>このことから、今回の転用は、農地法が許認可の主となる法令となります。</p> <p>将来に亘って資材置場として運用するに当たり、農業委員会として適正な審議、審査をした中での転用許可の判断になろうかと思いますが、現状の計画では懸念がございますので、議長より冒頭申し上げていただいた通り、本日、説明員として、転用事業者等の出席を依頼しておりますので、皆様方からも忌憚のないご質問やご意見をいただければと考えております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたとおり、現地調査の際に、確認すべき点として何点か質問がありました。</p> <p>本日は、申請者である転用事業者と代理人に対し、説明員として総会に出席するよう依頼をしております。</p> <p>事務局から、現地調査の際に、皆さんからあった質問について報告がありました。必要に応じて再度質問していただきたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局は転用事業者など、説明員を案内してください。</p> <p>説明員が説明を終え、退室されるまで、暫時休憩といたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>…… 説明員による説明及び質疑応答 ……</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>それでは、質問等が無いようですので、転用事業者や代理人による説明は以上といたします。</p> <p>皆さん、本日は総会に出席いただきありがとうございました。</p> <p>この後の審議結果は、後日、事務局より報告させますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、貴重なご意見も皆さんから出してもらい、説明員からも、ある程度誠意のあるお答えをいただきました。 休憩前に戻りまして、会議を再開させていただきます。</p> <p>ただ今、各委員から懸念されること等々、発言していただきましたが、説明の通り、新たな変更点が多く、計画内容も変更するとの発言も説明員からありましたので、現時点で示された計画内容を審議するには時期尚早であると考えます。</p> <p>ここで、皆さんにご意見をお聞きしますが、本件は継続審査として、もう一度、事務局と申請者で協議を密にしてもらい、次回の総会で変更点を審議した上で採決した方が良くと個人的に思っています。</p> <p>この点について、委員皆さんからご意見等がありましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>はい。櫻井委員、どうぞ。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>私としては、議長からお話があったように、現状では許可することに反対として意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>理由は、実は私昨日も、私の畑から近いため、地形を確認してきました。</p> <p>北西側から南東にかけて、非常に高低差があるという事で、おおよそ4メートルぐらいの高低差がございます。</p> <p>その南側には、福祉施設利用者の専用駐車場があり、昨日は10台ほど停まっております。</p> <p>周辺地で、このような利用がある中で、委員の方々が心配している通り、大雨の対応策が出来ておりませんと、納得がいかない状態です。</p> <p>したがって、対応策や費用が示されて後に、採決すべきではと考えます。</p> <p>譲受人は、一時転用、そしてその先の恒久的転用を考え、現地を選ばれたという事ですので、やはり、しっかりと対応策を講じるべきだと思います。</p> <p>やはり今回の審議については、時期尚早ではないかなと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。廣瀬委員、どうぞ。</p>
<p>廣瀬委員</p>	<p>実際に雨が降った時に現地がどういう状況になるのか、見て確認した方がいいのではないかと思います。</p> <p>議長が言うように継続審議とした方が、その間にどのくらい雨が降るのか分かりませんが、その時に判断材料の一助となる気がします。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございます。 事務局に確認します。 住宅地と申請地の境界沿いには、擁壁などは設置していますか。</p>
事務局	<p>現状、南側の駐車場との境界沿いには、石積み擁壁が設置されておりました。 しかしながら、住宅地に対しては、擁壁が無く、住宅地の敷地内にある化粧程度のブロック塀が設置されているだけであり、どれだけの水圧を加えた圧力が、住宅地のブロック塀も耐えられるか、或いは、駐車場の方もどれだけ水が流れてしまうのかは、判断しづらい状況です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 あともう 1 点、今、廣瀬委員からの質問もありましたが、過去の台風などの被害が申請地周辺ではどの程度あったか確認しておりますか。</p>
事務局	<p>習志野市としても災害対策本部を担っている危機管理課という担当課がございますので、過去複数回直撃した台風時の被害状況は記録に残っていると思います。 この記録などを確認させていただきながら、転用に伴う被害想定と対応策が見えてくると思料します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 あともう1点。 有事の際は、真摯に対応すると説明をお話いただけました。 その時は、地権者にも負担などが発生する可能性もありますか。</p>
事務局	<p>今回の確約書は、転用事業者が提出していますので、地権者にはご負担などは発生しないと思います。</p>
議 長	<p>地権者には及ばないってことですね。わかりました。 その他ありますでしょうか。 はい。都築委員、どうぞ。</p>
都築委員	<p>資材の搬入を午後6時に行くことはいかがかと思います。 冬場は4時半で暗くなりますので、近隣もご迷惑ではないでしょうか。 やはり暗くなる前までに終わってほしいものです。 また、ブロック設置も、どのくらいの高さまで積み上げるのか、それは、どのくらいの水圧に耐えられるのか。説明が欲しいと思います。 設置しましたが、ちょっとした雨でも溢れましたでは話になりません。</p>

<p>都築委員</p>	<p>現地調査からの一週間が経過しました。 現地調査時にいろんな質問をさせてもらったわけです。 説明できていない残り1軒のお宅にも、一週間ありましたから、訪問しても留守だという説明では納得出来かねます。 現状だと私も反対です。 もっと誠意を尽くすべきです。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 土留めに関しても、我々農業委員会がどこまで指導出来るのか難しい判断になろうと思います。 その辺も踏まえて事務局は対応してもらいたいと思います。 その他ありますでしょうか。 はい。村山職務代理、どうぞ。</p>
<p>職務代理</p>	<p>雨対策が結構大変だと思いますが、新たに雨水枡を設置するという見解が説明員から出ましたが、数値的根拠が私たちにもわからないので、果たして雨水枡が説明であった基数で足りるのか、懸念があります。 あの傾斜ですと説明であった基数では足りないだろうと思いますが、私たちから何個必要だとは言えません。 いや、指示のとおり何個作ったが、それでも実際は足りなくて溢れて被害が出たとなった時に農業委員会のせいにされるのでは、たまらない。 私個人的には、雨水枡は、10個以上必要なぐらいの傾斜ですから、到底、賛成というわけには今回かないと思います。 この1年間、一時転用で様子見てということですが、問題発生したら新たな対処をするそうです。 この話を聞くと、もう1年後は所有権移転をするのだろうと、この決意は固いのだろうなと感じました。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 その他、また逆のご意見があれば、お聞きしたいと思います。 よろしいですか。 はい。事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局も何か権限を持って伝える立場ではなく、補足ということで委員の皆様 に情報共有をお願いしたいと思います。 本日出席していただいた4人の説明者も手元には資料の用意があったようですが、一切事務局には情報が開示されておりませんで、何となくのニュアンス、何となくの説明をただ聞いて、はい、わかりました。という形には、本日の時点では、</p>

事務局	<p>整理出来ないと思います。</p> <p>また、説明の中でも、これから早急にという言葉だったり、非常に抽象的だったり、具体的に示されたものが無い中で、土地利用が図られた時に、被害が大きくなって一番困ります。</p> <p>主たる原因は転用事業者にあるという部分をちゃんと理解してもらおう。これが大事なのかなと思いますので、皆さんもいろいろと不安視しているものが不透明なまま、OKにしようよとは判断できないと思います。</p> <p>これは全体を聞きながら、私も思いましたで、改めて、皆さんと一緒に情報共有させていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局ありがとうございます。</p> <p>はい。廣瀬委員、どうぞ。</p>
廣瀬委員	<p>町会長に説明している内容について、私も農業委員に就任する前に町会長を受けていた時期があり、町会長時代に資材置場の件で説明に来たことがありました。</p> <p>その時の記憶を思い出しますと、説明とは名ばかりで、単なる立ち話で「今度転用しますからよろしくお願いします。」の一言であったと記憶しています。</p> <p>それで協議かと今思うと甚だ疑問ですし、近隣住民を考えると、説明事項の甘さもあるのではと疑問が残ります。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>どの程度まで、町会長が把握する必要性があるのか、私もわかりませんが、事務局は今の意見も出ましたとお伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>広瀬委員が懸念されているのは、やはり周りの方々の理解度であると思います。</p> <p>本件に関する近隣住民の理解度をどこまで深めていただくかということだと思います。</p> <p>はい。事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>一時転用許可申請書には、屋敷の町会長に説明した協議記録が添付されておりますので、この場を借りて申し上げます。</p> <p>説明員が、町会長と1月21日に説明された記録です。</p> <p>協議内容は、転用事業者が申請地で資材置場として転用するため、農地転用許可申請手続きを現在行っているということ。</p> <p>また、切土、盛土等の造成は行わないこと。防犯防災の観点から、仮囲いの設置や、防犯カメラの設置をすること、建築物を建築する予定は一切無いこと。</p> <p>トラックの搬出入時刻に関すること。</p>

事務局	<p>資材は、足場材等を置くということ、また、住宅地の住環境に悪影響が出ないように十分配慮させていただくとともに、問題が発生した場合には、転用事業者が誠意を持って対応させていただくというような説明を実施したという報告書が提出されております。</p> <p>従いまして、排水処理までは説明していないと思います。</p> <p>以上です。</p>
廣瀬委員	<p>私の時とは随分対応が違うようね。</p> <p>多少なり配慮があったと思うので良かったと思います。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局は、改めて申請者に報告と協議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、大分時間も経ちますが、ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第1号の農地法第5条の規定による一時転用許可申請について、皆さんよりご意見として、本日採決することなく、計画の見直しが行われた後、再度審議するものとして、継続審査としたいと考えておりますが、ご異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>……「異議なし」の声あり……</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしということで、本件は継続審査とさせていただきます。</p> <p>事務局は、転用事業者及び代理人に対して、継続審査になったことを文書により通知いただき、許可申請書一式の内、補正すべき箇所を整理し、指導してください。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第2号及び議案第3号の審議に移ります。</p> <p>議案第2号及び議案3号は、いずれも農地法第4条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>本件は、同一の申請者による転用事業ですので、事務局より一括して、議案の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。それではお手元の資料をご覧ください。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。</p> <p>下記の通り、農地法第 4 条第 2 項及び同法施行規則第 30 条の規定による、許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和 4 年 2 月 8 日提出。</p> <p>1 番、申請地は、資料記載の農地 2 筆であり、面積は 1, 298 平方メートルであります。</p> <p>2 番、権利の内容は、申請者自らが、寄宿舍として障がい者グループホームに転用し、運営会社に貸し出しを行うものです。</p> <p>定期借地期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 35 年 2 月 28 日までの 30 年間でございます。</p> <p>3 番、転用目的は、寄宿舍用地としての転用目的でございます。</p> <p>4 番の申請者の住所氏名は、資料記載の通りです。</p> <p>続きまして、議案第 3 号は議案第 2 号同様、農地法第 4 条の規定による許可申請であり、申請者は同一ですので、重複箇所は説明を割愛させていただきます。</p> <p>1 番、申請地は、資料記載の農地 1 筆であり、面積は 220 平方メートルです。</p> <p>2 番、権利の内容は、申請者自らが月極駐車場 12 台分として転用するものであり、当該駐車場は、今回の寄宿舍と別の用途として、申請地周辺の既存住民に貸し出しを行うものであります。</p> <p>3 番、転用目的は、月極駐車場用地としての転用であります。</p> <p>4 番、申請者の住所氏名は、議案第 2 号と同一のため、割愛いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>はい。事務局、ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明と現地調査報告を併せてお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、資料の案内図をご覧ください。</p> <p>申請地は、申請者が平成 29 年 5 月に相続により取得した農地です。</p> <p>相続した農地は 3, 000 平方メートルほどであり、その内、議案第 2 号である障がい者グループホームを転用目的として、概ね 1, 300 平方メートルを転用するものであります。</p> <p>申請地は、非常に平坦な高低差のない畑でありました。</p> <p>このような土地で、令和 4 年 3 月 22 日から令和 5 年 2 月 27 日までを工事期間と計画し、運営会社は令和 5 年 3 月から運営を開始する計画でございます。</p> <p>申請地は平坦な土地であります。下水が適正に排水出来るよう、一部土砂を搬入し、盛土工事を行います。</p> <p>搬入土砂は、東金市の山を切り崩した山砂を搬入する計画であり、搬入土は、汚染土では無いものであると確認が取れております。</p>

事務局	<p>障がい者グループホームについて簡単でございますが申し上げます。</p> <p>障がい者グループホームに入居できる方は、身体、精神、知的にもともと障害をお持ちになっている65歳未満の方が入居される施設でございます。</p> <p>今回、二階建ての共同住宅として障がい者グループホームを建築いたします。</p> <p>部屋数としては20部屋であり、1部屋当たり六畳間で単身者20名が入居するものでございます。</p> <p>続きまして議案3号の説明に移ります。</p> <p>議案第3号の転用目的は月極駐車場12台分でございます。</p> <p>こちらは、障がい者グループホームに入居される方が利用する駐車場ではなく、周辺にはアパートや共同住宅があり、これらに入居されている方がご利用になる月極駐車場でございます。</p> <p>最後、農地区分について申し上げますが、今回申請地は、鉄道駅が近接しております。また、市街化区域も近接していることから、事務局としては、第二種農地と判断させていただいたところです。</p> <p>詳細は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、申請地に近い渡邊 幸枝委員から、農地管理状況などがありましたら、よろしく願いいたします。</p>
渡邊(幸)委員	<p>はい。</p> <p>お父様が存命中は、営農されておりました。</p> <p>体が悪くなってからは、お父さんがトラクターで耕すことができないので、申請者がトラクターで耕運している状況でした。</p> <p>最近は、隣接営農者への配慮として、常時管理上、整理されておりました。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>肥培管理を行われたということです。</p> <p>同じ地区の飯生 正己委員、何か知っていることがありましたら、一言お願いいたします。</p>
飯生委員	<p>特段ないです。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>渡邊委員と同様に肥培管理をしっかりとしていたというご意見として承ります。お二方ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>櫻井委員</p>	<p>はい。櫻井委員、どうぞお願いします。</p> <p>事務局で把握していれば教えていただきたいと思います。</p> <p>資料にある資金計画書を拝見すると、金額が非常に高額ですが、何か補助金制度はありませんか。</p> <p>一般には、社会福祉法人が福祉施設として、保育園や老人ホーム、介護福祉施設を建設する際には、国と県が補助する施設整備補助金があると思います。</p> <p>私個人的に、そのような制度があったと記憶しておりましたので、今回もこの制度に該当するならば、補助金制度をご利用されれば過度な負担にならないかと思いました。</p> <p>何か事務局で補助金制度等を把握されていれば教えて下さい。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>はい。事務局、わかる範囲でお願いします。</p> <p>はい。私どもで確認させていただいた結果をお答えさせていただきます。</p> <p>まず、今回建設する障がい者グループホームに入居できる対象者は、先程申し上げた通り、もともと身体に障害を持つ方、精神に障害を持つ方、あと知的に障害を持つ方が対象であり、入居者の多くは、将来を見据えた就労支援をカリキュラムに入れております。</p> <p>このことから、年齢も原則65歳未満の方に限定されております。</p> <p>一方、よく聞く社会福祉施設として、グループホームがありますが、これは認知症を患っている方が入居する施設ですので、今回の障がい者グループホームとグループホームとは、入居対象者が違うということを私も勉強させていただいたところです。</p> <p>続いて、ただ今、櫻井委員からありました設備補助は、国・県・市が、この土地でこの場所で、このような施設を民間ノウハウや資金力を活用させていただくため、公募を実施し、選定された福祉法人等に、国も県も市も、サポートとして設備補助、建築費補助を行わせていただく制度であると福祉部局から伺いました。</p> <p>しかしながら、今回の障がい者グループホームにつきましては、習志野市として、県として国として、ここの場所にこういったものを設置したいから応募してくださいと公募したことが事の発端ではないと聞いておりますので、今回こういった建築費等の補助というものは対象となり得ないと確認しております。</p> <p>しかし、サポートが一切無いのかということではなく、まず、運用が開始されましたら、運営費補助として、行政側から少なからず、運営事業者に対し、運営費補助をすると確認しておりますし、また更には、20世帯、20人各人の家賃補助も制度として有していると伺っております。</p>

事務局	<p>結果としては、今回の障がい者グループホーム建設に対して、地権者への建築費補助はありませんが、運営費や家賃の補助など、少なからず行政からのサポートがあることを確認することができました。</p> <p>以上です。</p>
櫻井委員	<p>色々調べていただいたみたいで、ありがとうございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>いろんな基準があるそうで、勉強になります。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ご意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号及び議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、一括して採決をいたします。</p> <p>議案第2号及び議案第3号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成をもちまして、議案第2号及び議案3号は、許可相当と決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を付して進達をしてください。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>本日付議されました議案の審議は以上となります。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、事前に確認していただいておりますが、質問等のある方は挙手をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>事務局は、補足説明ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>特段ありません。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>質問がなければ、本日の総会はこれにて閉会いたします。</p> <p>この後はその他事項となり、進行は事務局にお願いいたします。</p>